

はつめい

以下に掲載する講演は、三重弁護士会所属の飯田聡弁護士が二 七年二月一七日（土）に島根大学松江キャンパスの文系教育研究棟（旧・法文学部棟・二階多目的室）において、法科大学院の教員および学生を対象に行われたものである。当日のご講演は、午前一時から二時間近くに及び、質疑応答を交えたものとなった。

「ご講演の演題「地方における法曹養成の課題」は、地域に深く根ざした法曹養成を旨とした山陰法科大学院で学び弁護士となった場合、どのような弁護士活動が待ち受けていて、どのように立ち向かうのかについて考えるために設定され、とくに近時地方でも多数の修習生が溢れる状況になりつつあるとされているなかで、飯田弁護士の三重県津市における弁護士活動を通じて考えておられることについてお話いただこうとしたものであった。

飯田弁護士は、東京大学法学部を卒業後、東京にある現在の長島・大野・常松法律事務所での弁護士としての勤務を経て、郷里の三重県に二 五年に戻られ、現在、室木・飯田法律事務所において開業しておられる。東京での弁護士勤務のなかで、二 一年から二 二年にかけて、米国ワシントン州立ワシントン大学ロースクールで学ばれた。また二 三年から一年間経済産業省の知的財産政策室に向向された経験がありである。

山陰法科大学院との関わりでは、飯田弁護士は二 五年度の「知的財産法」科目（四単位中の二単位）を集中講義（二 六年二月一三日、一七日）としてご担当いただいた。講義は、特許法・実用新案法・意匠法・商標法・不正競争防止法分野を扱われた。

今回掲載するご講演は、二日間にわたるご講演のうちの第二日目の「地方における弁護士活動」を中心とした部分

である。

「ご講演は、大都市部と地方での弁護士活動等のご経験を踏まえて、本法務研究科が掲げる「地域に深く根ざした」法科大学院に学び、法曹となる場合の教育・学習の課題について触れられている。

なお、この講師招聘は、文部科学省の法科大学院形成支援プログラムに基づき実現したものである。

(三宅 孝之)